

「竜の子街道観光商品造成業務」委託プロポーザル募集要項

■プロポーザル募集要項

西尾市、碧南市、半田市、常滑市は、4市共通の「醸造」と「和文化」を軸とし、日本文化を一度に体験できる地域として、「竜の子街道広域観光推進協議会」を設立し、魅力ある観光資源の創出による観光客誘客の増加と地域活性化を図っている。

竜の子街道観光商品造成業務（以下「本業務」と言う。）は、「竜の子街道広域観光推進協議会」の事業の一環として、西尾市をはじめ4市への誘客を促すため、エリア内を周遊するバスツアーを含む観光商品造成を行うものである。

本事業を通して、本協議会の強みである「醸造品」や「和文化」にスポットを当て、竜の子エリア内を周遊できるバスツアーを造成することで、「竜の子街道」の知名度向上を目指し、観光客誘客と地域活性化に繋げる。

1 業務概要

- (1) 委託業務名
竜の子街道観光商品造成業務
- (2) 業務内容
別添仕様書のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日から令和3年3月31日
- (4) 委託費の上限
3,960千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 愛知県内に主たる営業所（本店又は支店等）を置くものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 構成市において入札参加指名停止又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 本店及び構成市に所在する営業所等が税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

- (7) 構成市により暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (8) 地方公共団体又は国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

3 参加申込書の作成

本プロポーザルに参加する場合は、次の(1)から(4)までの書類により参加表明するものとする。

- (1) 参加申込書(様式第1号)
- (2) 会社概要書(様式第2号)
- (3) 会社案内
- (4) 納税証明書
- (5) 誓約書(様式第3号)

4 参加申込書の提出

- (1) 提出期限
令和2年9月4日(金) 午後5時必着
- (2) 提出場所
〒445-8501 西尾市寄住町下田2番地
竜の子街道広域観光推進協議会事務局
(西尾市交流共創部観光文化振興課)
- (3) 提出部数
1部
- (4) 提出方法
持参又は郵送
- (5) 受付時間
土、日、祝日は除く午前9時から午後5時まで

※参加申込書受付後、参加資格欠格者がいた場合は個別に通知する。

5 企画提案書の作成

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより必要な書類を作成し、提出するものとする。

- (1) 企画提案書(日本工業規格A4縦型、一部A3版資料を折り込み可)
企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とする。

なお、企画提案に係る参考・説明資料が必要な場合は、任意の様式で添付可。
また、交通事業者等、提案者以外の事業者と連携する場合は、事業者と調整の
うえ、実現可能な提案とすること。

ア 事業内容に関する企画提案

(ア) 竜の子エリア周遊バスツアーに係る提案

(イ) 着地型旅行商品造成に係る提案

イ 業務の実施体制

(ア) 本業務に類する事業の実績（実績がある場合に記入）

(イ) 本業務の実施体制（人員体制、スタッフの経歴・資格等）

(ウ) 本業務の実施責任者の能力（経歴・資格等）

(2) 見積書（任意様式）

見積書は以下のア・イをふまえて作成すること。

ア 別添仕様書の業務内容ごとに費用の内訳を詳細に記載すること。

イ 見積額は消費税及び地方消費税を含んだ総額を記載すること。

(3) 企画提案書に対する質問事項の受付、回答

質問は、電子メールによるものとする。電話、FAX、訪問による質問は一切
受け付けない。電子メールのタイトルは「竜の子街道観光商品造成業務委託プロ
ポーザルに関する質問書」とし、質問書を添付すること。

なお、質問書を送付した場合は、必ずその旨を事務局に連絡し送受の確認をす
ること。質問書が期間内に届いていない場合は、その質問は無効とする。

ア 提出様式

質問書（様式第4号）

イ 提出期限

令和2年8月21日（金） 午後5時必着

ウ 提出場所

4(2)に同じ

エ 回答方法

回答は令和2年8月28日（金）までに一括回答する。

6 企画提案書（見積書含む）書類の受付

(1) 提出期限

令和2年9月11日（金） 午後5時必着

(2) 提出場所

4(2)に同じ

- (3) 提出部数
15部（正本1部、副本14部）
- (4) 提出方法
持参又は郵送
- (5) 受付時間
土、日、祝日は除く午前9時から午後5時まで

7 選定方法及び審査基準

- (1) 選定方法
公募型プロポーザル方式とし、提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション審査を行う。但し、応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類選考を行う場合がある。
- (2) プレゼンテーション審査
協議会が選任する者をもって審査会を構成する。審査会は、提出書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価・採点し、最も得点が高いものを委託先候補とする。
なお、同点の候補者がある場合は、協議会の総意により決定する。
 - ア 審査会開催日
令和2年9月24日（木）
 - イ 開始時間
参加申込書の受付順とし、令和2年9月17日（木）に通知する。
 - ウ 開催場所・方法
Web ウェブ会議システム等を用いたオンラインでのプレゼンテーションを実施する。
 - エ 参加人数
審査会参加人数は、1提案者につき3名以内とする。
 - オ 説明時間
1提案者20分とし、概要説明15分、質疑応答5分とする。
 - カ 機器使用
機器の設定は開始前までにあらかじめ済ませておくこと。
回線が途切れない工夫をすること。
- (3) 審査基準
下記の「評価基準」に基づき審査を行う。

- ア 周遊バスツアー企画内容
- イ 観光商品造成企画内容
- ウ 竜の子街道の観光資源
- エ 広報・宣伝計画
- オ 業務実施体制
- カ 新型コロナウイルス感染症対策

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に電子メールにより通知する。なお、審査内容、審査結果に対する異議の申し立ては、一切受け付けない。

8 契約

(1) 契約の締結

7により選定された者と交渉を行い、契約を締結する。契約にあたっては改めて見積書の提出を依頼する。なお、交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順次交渉を行う。

(2) 留意事項

新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止については、今後の感染拡大状況や社会情勢等を踏まえ判断する。中止となった事業のうち、中止を決定した時点で要した費用以外は、委託料から除外する。

9 スケジュール

項目	日程
質問書提出期限	令和2年8月21日(金)
質問書への回答	令和2年8月28日(金)
参加申込書提出期限	令和2年9月4日(金)
企画提案書提出期限	令和2年9月11日(金)
プロポーザル審査会時間通知	令和2年9月17日(木)
プロポーザル審査会開催日	令和2年9月24日(木)
審査結果通知	令和2年9月28日(月)

10 その他

- (1) 企画提案書、プレゼンテーション等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書提出後の修正又は変更は一切認めない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 関係書類の提出は提出締切日を守り、午前9時から午後5時までの受付時間中に事務局に持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は提出締切日必着とする。

11 連絡先

【竜の子街道広域観光推進協議会事務局】

西尾市交流共創部観光文化振興課

〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地

電話：0563-65-2169

FAX：0563-57-1317

E-mail：kanko@city.nishio.lg.jp